

【別紙】各区の主要課題に対する取組の検討

No.	提案区	年度	大項目	小項目	区からの提案	既存の取組	今後の取組予定や方向性	各委員からの意見等	次年度への継続案件		
1	中央	R7	介護予防・生活支援	介護予防	継続的に栄養改善を図る取組として、短期集中予防サービスの対象者拡大、管理栄養士や食生活改善推進員など専門職等が継続的に支援できる取組を市全体で構築してはどうか。	<p>◎専門職等による支援について【健康づくり推進課】 各区保健こども課の管理栄養士が、高齢者サロン等での低栄養、フレイル予防等の講話、生活習慣病予防についての健康教育、健康相談等を実施している。 食生活改善推進員は、食生活改善のボランティアとして地域高齢者の健康づくりのためにサロンでの食育活動、公民館等での男性料理教室、日本食生活協会からの委託事業等を通して食生活を中心としたアドバイスを行っている。</p>	◎専門職等による支援について【健康づくり推進課】 現在の取組を続け、継続的な支援を行っていく。	<p>【熊本市歯科医師会】 栄養改善を図る取り組みとして、短期集中予防サービスの口腔機能向上プログラムがある。 熊本市歯科医師会ではこのプログラムのサービスを行えるよう研修会を行い、受け入れ体制を整えたが、未だ十分なサービス提供が行われているとは言い難い。現時点での申込数は0。今後ささえりあ等の事業所とのさらなる連携が必要である。 【熊本県栄養士会】 短期集中予防サービス業務を受託しているが、残念なことに今年度は数件にとどまっている。依頼手順、対象者の選定基準等を検討してほしい。また、短期集中予防サービスについても、認識されていない地域もあるため、再認知が必要ではないだろうか。 【熊本市食生活改善推進員協議会】 食生活改善推進員は、食生活改善のボランティアとして地域高齢者の健康づくりのため、サロンでの食育活動、公民館等での男性料理教室、日本食生活協会からの委託事業等を通して、食生活を中心としたアドバイスを行っている。</p>			
2	西	R7			通いの場の継続について、地域の支援体制の再構築に向けた取組が必要。	◎通いの場の（地域の）支援体制、実情に応じた補助制度について【高齢福祉課】 ・ふれあい・いきいきサロンやくまもと元気くらぶ、地域支え合い型サービス（通所B）など、各地域団体の活動内容等に応じて様々な通いの場を設置・運営していただいている。 ・各団体の新規設立や継続的な運営を支援するため、くまもと元気くらぶや地域支え合い型サービスの活動経費の助成を行っているほか、通いの場での介護予防活動等の充実を図るため、リハビリテーション専門職の派遣による運動機能評価や運動指導の実施、介護予防サポーターの派遣によるレクリエーション活動（脳トレ・楽器演奏など）の支援に取り組んでいる。	◎短期集中予防サービス、専門職等による支援について【高齢福祉課】 短期集中予防サービスのメニューの中で、管理栄養士による訪問サービス（月1回×3か月）を実施している。介護事業であるため、対象者は要支援1・2の認定を受けた方、及び総合事業対象者に限られているためこれを拡大することはできないが、フレイル状態にある方を必要なサービスにつなげることができるよう、ささえりあへ相談があった方だけではなく、後期高齢者健診でサービス利用が必要と判断された方へサービス利用を案内するなど、他の関連事業との連携体制を構築している。		◎短期集中予防サービス、専門職等による支援について【高齢福祉課】 現在、栄養に関してはサービス受託事業者が少ない状況であり、利用者の希望に沿ったサービスの利用調整（日時・対象地域など）が難しい場合があるため、受託事業者の増加を図るため、周知広報含め、機会を捉えて事業所への働きかけを行っていく。	<p>【熊本県理学療法士会】 介護予防に資する人材の育成をするための研修会を開催している ①熊本県理学療法士協会として推進リーダー制を導入している。 ・介護予防推進リーダー研修 ・地域ケア会議推進リーダー研修 ②熊本県リハビリテーション専門職三団体協議会主催の研修会にて人材育成を実施 ③熊本市運動手帖の委託を受け作成</p>	
3	東	R6			前期高齢者などの元気な高齢者の介護予防活動を対象とした、地域の実情に応じて活用できる補助制度を検討して欲しい。	◎生活支援（インフォーマルサービス）について ◎地域の支え合いによる移動支援について【高齢福祉課】 ・要支援1・2の認定を受けた方及び総合事業対象者については、地域住民が運営する団体が提供する地域支え合い型サービス（訪問D）のうち、買い物や通院、通いの場への送迎支援サービスを利用することができ、本市から、当該活動への支援として、活動費の一部に対して助成を行っている。 ・なお、今年度から補助金交付に係る事務を各区福祉課にて対応することになり、ささえりあと連携して、より細やかに各団体への支援が行えるようになった。	◎通いの場の（地域の）支援体制、実情に応じた補助制度について【高齢福祉課】 ・引き続き、活動内容等に応じた活動費助成のほか、リハビリテーション専門職や介護予防サポーターの派遣等に取り組みながら、各通いの場が抱える課題等の把握を随時行い、既存の補助制度や支援事業について必要な見直しを検討していく。				
4	中央	R7		通いの場や生活支援の移送課題に対応するため、既存の事業の拡充を含め持続可能な仕組みづくりが必要。	◎生活支援（インフォーマルサービス）について ◎地域の支え合いによる移動支援について【高齢福祉課】 ・地域支え合い型サービス（訪問D）として活動している団体数は5団体となり、利用可能な地域が限定されているため、団体数が増加するよう新規設立に向けた働きかけを継続していく。 ・地域の通いの場やインフォーマルサービスなどの情報については、これまで一元的に把握することができておらず、これらの地域資源の充足状況の分析や利用者・支援者への十分な情報提供が出来ていなかった。そのため、まずは、地域包括支援センター等で把握している地域資源の一元的な把握とその見える化に取り組みたい。	◎生活支援（インフォーマルサービス）について ◎地域の支え合いによる移動支援について【高齢福祉課】 ・地域支え合い型サービス（訪問D）として活動している団体数は5団体となり、利用可能な地域が限定されているため、団体数が増加するよう新規設立に向けた働きかけを継続していく。 ・地域の通いの場やインフォーマルサービスなどの情報については、これまで一元的に把握することができておらず、これらの地域資源の充足状況の分析や利用者・支援者への十分な情報提供が出来ていなかった。そのため、まずは、地域包括支援センター等で把握している地域資源の一元的な把握とその見える化に取り組みたい。			○		
5	北	R6		高齢者等の移動手段や買い物支援サービス等の体制整備が必要。	◎高齢者の買い物支援サービス関係について【商業金融課】 ・平成30年度に、商店街や事業者が実施している「商品の配達」や「自宅・店舗への送迎」などのサービスをまとめた冊子「熊本市お買い物サポート便利帳」を作成。 ・市ホームページ上に掲載するとともに、各区福祉課・まちづくりセンター・地域包括支援センター等を通じて配布した。	◎高齢者の買い物支援サービス関係について【商業金融課】 ・令和8年度内に「熊本市お買い物サポート便利帳」の掲載内容を更新し、完成後に市ホームページ等にて公開予定。			○		
6	中央	R6		介護保険でも通院時等乗降介助による受診や行政手続き等の移動支援はできるが、計画に基づくサービス利用であり緊急時の対応など柔軟な活用ができない。							

【別紙】各区の主要課題に対する取組の検討

No.	提案区	年度	大項目	小項目	区からの提案	既存の取組	今後の取組予定や方向性	各委員からの意見等	次年度への継続案件
7	東	R7	移動支援		高齢者の移動手段の確保。 免許返納やADL（日常生活動作）の低下によって、買い物や通院、地域活動への参加が困難になる。移動手段の不足は、高齢者の生活の質の低下や社会的孤立を招く要因となっており、市レベルで移動手段を確保する取り組みが必要。	◎高齢者の移動手段の確保について ○AIデマンドタクシー・ライドシェアについて【地域交通支援課】 ・公共交通空白地域等における、通院や買い物等の日常生活に必要な移動を支えるセーフティネットの公共交通機関として、AIデマンドタクシー（西南・植木の2地域）又は乗合タクシー（22路線）を運行している。	◎高齢者の移動手段の確保について ○AIデマンドタクシー・ライドシェアについて【地域交通支援課】 ・持続可能なコミュニティ交通の実現に向けて、適正な導入基準及びサービス水準を整理し、水準に基づく運行を行う。 ・既存のバス・タクシー事業者による運送サービスの提供が困難な場合に、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて運送サービスを提供する公共ライドシェアは、安心・安全の確保や持続安定的なサービス提供が必要であり、先進事例の情報収集等に努める。	【熊本市歯科医師会】 ある開業医の先生から聞いた話です。歯科医院に歩いて来れる距離の施設入所の方が来院されているが、介護タクシーは介護保険上の点数がいっぱいなので使えない。よって非常に近距離だが福祉タクシーを利用している。歩いて来院できる距離だが、費用が1回7000円程かかるとのこと。何とかならないのか？介護、福祉タクシーのことも違いがよく分からないとのこと。歯科治療は複雑なので、往診ではできないことが限られるので、治療できる高齢者の方は何とかして来院できれば、より理想的に治療できると思います。もっと通院での利用が増えればいいと思いますが。	
8	中央	R6		ライドシェア・介護予防サポーターマッチング（乗降介助や外出付き添い等）を基に、多様な主体（各種民間企業・医療福祉関係機関等）と連携した生活支援に係る移動手段の確保が必要。	○タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーによる運送サービスを提供する日本版ライドシェアは、毎週金曜・土曜の16時台～翌5時に運行されている。	○公共交通機関等の利用支援について【高齢福祉課】 ・70歳以上の高齢者に対しておでかけICカードを交付することで、バスや市電を安価（2割負担）に利用できるようにし、積極的な社会参加の促進を図っている。	○公共交通機関等の利用支援について【高齢福祉課】 ・「おでかけICカード事業」についてはカードの利用状況等を踏まえて、利用者の利便性の向上に向けた制度の改善・充実に努めていく。		
9	西	R6		移動販売や AIデマンドタクシーなどの民間企業との連携や、関係機関の把握しているニーズを共有し、地域で活用しやすい取り組みの検討					
10	東	R7	人材確保・体制整備		介護人材の確保。 介護人材が不足する中、市民の自立を促すとともに、介護が必要な方には適切なサービスを届ける体制づくりが求められており、急増する高齢者に対応していくため現状分析と対策を改めて見直す必要があるのではないか。	◎自立支援、介護サービス提供体制について【介護保険課】 介護人材確保のため、介護職員等処遇改善加算の取得や外国人介護人材の採用・定着を支援する取組を実施している。また、幅広い人材が介護を支える仕組みを作るため、今年度から、身体介助以外の周辺業務について有償ボランティアがお手伝いする取組を実施している。	◎自立支援、介護サービス提供体制について【介護保険課】 ・次期介護保険事業計画に向けた、介護事業所及び介護職員向けの介護人材実態調査を実施し、現状分析を行ったうえで、介護保険事業計画策定の中で今後の対策を検討していく。	【熊本県理学療法士会】 介護人材確保に向け研修会を開催している ①熊本県からの補助事業 『地域リハビリテーション人材育成研修会』開催 ②腰痛予防・ノーリフトに向けた研修会の開催	○
11	北	R7		ニーズの多様化による受け皿の体制づくりと担い手育成 （※介護予防サポーターの活動支援、インフォーマルサービスについて）	◎介護予防サポーターの活動支援、インフォーマルサービスについて【高齢福祉課】 ・地域において通いの場での介護予防活動等を支援いただく介護予防サポーターの養成講座やスキルアップ講座（げんき体操トレーナー養成講座）を開催するとともに、地域の多様なニーズに応じて、介護予防サポーターをマッチングし、通いの場等へ派遣するなど、地域での担い手づくりに取り組んでいる。	◎介護予防サポーターの活動支援、インフォーマルサービスについて【高齢福祉課】 ・これまでのマッチング事業の実施状況や地域の支援ニーズ等の整理、分析を行い、講座内容の見直しや介護予防サポーターの活動を通じた効果的な通いの場の支援方法などを引き続き検討していく。 ・また、地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターによる地域資源の発掘や地域の担い手育成などの取組が充実するよう、各日常生活圏域で活動する生活支援コーディネーター向けの研修や情報交換を実施していく。			

【別紙】各区の主要課題に対する取組の検討

No.	提案区	年度	大項目	小項目	区からの提案	既存の取組	今後の取組予定や方向性	各委員からの意見等	次年度への継続案件	
12	中央	R7	在宅医療・介護連携	普及啓発	ACPIに関連した小地域レベルでの取組を市全体に拡充してはどうか。	◎人生会議（ACP）施策の市全域での展開について【医療対策課】 ・市民講演会や出前講座を通じて、ACP（人生会議）の普及啓発に取り組んでいる。 ・出前講座では、老人会やささえりあ単位、医療機関など、対象のニーズに応じて内容を調整し、ACPの考え方やメッセージノートの活用について丁寧に説明・記入体験を行っている。地域に根ざした理解促進と、身近な場でのACPの実践を支援している。	◎ACP施策の市全域での展開について【医療対策課】 市民講演会の開催時期・場所・方法を見直し、より多くの市民が参加できるよう調整する。また、メッセージノートの改訂にあたっては、高齢者に限らず、全世代が人生会議の重要性を理解し、実践しやすい内容となるよう工夫するとともに、今後は団塊ジュニア世代や学生などの若年層を対象とした出前講座の内容の検討や、地域ケア会議の活用について、関係部署と協議を進めていく。	【熊本市看護協会】 医療機関だけでなく、施設や訪問看護ステーションに勤務する看護職を対象とした人生会議（ACP）に関する研修会を開催し、周知・啓発に努めている。 ①人生会議（ACP）研修～在宅・施設における多職種と協働した人生会議（ACP）の在り方～ ②暮らしの場における看取りケア～人生の最期まで尊厳のある生活を支えるために～ ③さまざまな場面での意思決定支援 等	○	
13	南	R6・R7			人生会議やメッセージノートについての認知度をさらに高めるため、市全域において広く啓発することが必要。	◎人生会議（ACP）・メッセージノートの普及啓発・活用促進について【医療対策課】 ・出前講座や市民講演会の開催を通じて、直接市民へ人生会議やメッセージノート等の情報提供を行っている。 ・市の広報媒体（ホームページ、ラジオ、LINE等）や関係者へのメール配信を活用し、人生会議等について広く周知を図っている。 ・毎年11月30日の「人生会議の日」に合わせて、集中的な広報を実施している。これらの取組により、市民のACPやメッセージノートへの理解促進を図っている。	◎人生会議・メッセージノートの普及啓発について【医療対策課】 ・引き続き、市民講演会や出前講座、市の広報媒体を活用し、丁寧な普及啓発を行っていく。 ・今後は、メッセージノートの改訂にあわせて、団塊ジュニア世代（第二次ベビーブーム世代）や小・中・高校生などの若年層への普及啓発について、関係部署や関係機関との連携も視野に入れながら、効果的な方法を検討する。 ・地域包括ケアのさらなる推進に向けて、区役所や地域の団体と協力しながら、人生会議やメッセージノートの普及啓発に取り組み、地域に根ざした形での理解促進と市全体での実践につなげていく。			○
14	東	R6			地域全体や家庭内において高齢者に対するより一層の理解が進むよう、小・中・高校生への認知症サポーター養成講座の開催やACP（アドバンス・ケア・プランニング）、メッセージノートなどの積極的な普及啓発が必要。	◎人生会議（ACP）・メッセージノートの普及啓発・活用促進について【医療対策課】 ・出前講座や市民講演会の開催を通じて、直接市民へ人生会議やメッセージノート等の情報提供を行っている。 ・市の広報媒体（ホームページ、ラジオ、LINE等）や関係者へのメール配信を活用し、人生会議等について広く周知を図っている。 ・毎年11月30日の「人生会議の日」に合わせて、集中的な広報を実施している。これらの取組により、市民のACPやメッセージノートへの理解促進を図っている。	◎人生会議・メッセージノートの普及啓発について【医療対策課】 ・引き続き、市民講演会や出前講座、市の広報媒体を活用し、丁寧な普及啓発を行っていく。 ・今後は、メッセージノートの改訂にあわせて、団塊ジュニア世代（第二次ベビーブーム世代）や小・中・高校生などの若年層への普及啓発について、関係部署や関係機関との連携も視野に入れながら、効果的な方法を検討する。 ・地域包括ケアのさらなる推進に向けて、区役所や地域の団体と協力しながら、人生会議やメッセージノートの普及啓発に取り組み、地域に根ざした形での理解促進と市全体での実践につなげていく。			○
15	中央	R6			住民が希望すれば自宅や生活圏内の施設などで最期を過ごすことができる選択肢が選ばれるように、在宅医療や在宅介護の啓発、身近な地域での医療・介護・福祉・地域の連携ができる仕組みづくりが必要。	◎在宅療養・看取りについて【医療対策課】 ・在宅医療をテーマにした出前講座で、市民や関係者に対して在宅医療・在宅介護について啓発を行っている。 ・令和5年度末には、従来の在宅医療に関する二つの検討会を統合し、福祉分野の関係団体も参画する「熊本市在宅医療・介護等連携協議会」を新たに設置。協議会では各団体の取組を共有しながら、在宅医療の4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）について、目指す姿・現状・課題・取組を整理・協議している。引き続き、住民が希望する場所で最期を迎えられる選択肢の拡充と、地域での医療・介護・福祉の連携体制の強化を図っていく。	◎在宅療養・看取りについて【医療対策課】 ・熊本市在宅医療・介護等連携協議会において、4つの場面ごとに目指す姿や取組を共有し、市全体および各団体間（医師会、介護事業者、地域包括支援センターなど）と協働し、連携体制を整備することで具体的な取組が進むよう支援する。 ・今後は、市民や関係者に対して、わかりやすく在宅医療の情報を発信するため、地域資源の把握と情報共有をさらに充実させる。 また、4つの場面に加えて「認知症」「感染症」「災害時対応」も新たな視点として取り入れ、庁内の関係課と連携しながら、より実効性のある協議と対策を進めていく。			【熊本市歯科医師会】 熊本市歯科医師会では、平成31年より熊本市居宅介護支援事業者協議会と協働し、介護支援専門員、ささえりあ職員、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士などを対象に研修会を行い、介護支援専門員のケアプラン作成技術の向上、さらにかかりつけ歯科医と介護支援専門員等との連携推進を行っています。フレイルを予防するためには、食事がしっかりとれることは基本です。まず、現場の方たちに口腔内がどうなっているのか？歯が全部あるのか？欠損している部分があるのか？義歯が入っているのか？歯が動いてないのか？痛いところはないのか？等の簡単なチェックができれば、早期の治療介入の必要性の有無が判断できると思います。食事が満足にできないのに栄養面等の指導をしても無意味と考えます。 【熊本県理学療法士会】 熊本県からの補助事業 熊本市リハビリテーション専門職三団体協議会主催の研修会『生活期リハビリテーション』 医療介護の連携として生活期に関わる人材への研修 【熊本市薬剤師会】 熊本市薬剤師会では、熊本県介護支援専門員協会熊本市支部様、訪問看護ステーション連絡協議会熊本ブロック様と、合同ワークショップを年に1回開催し、連携や知識を深めるための取り組みを行っています。
16	南	R6・R7	多職種連携	住民が望む良質な在宅療養を提供できるよう、医療・介護分野の関係機関と、より前向きで具体的な協議を進めることが必要。	◎在宅療養・看取りについて【医療対策課】 ・在宅医療をテーマにした出前講座で、市民や関係者に対して在宅医療・在宅介護について啓発を行っている。 ・令和5年度末には、従来の在宅医療に関する二つの検討会を統合し、福祉分野の関係団体も参画する「熊本市在宅医療・介護等連携協議会」を新たに設置。協議会では各団体の取組を共有しながら、在宅医療の4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）について、目指す姿・現状・課題・取組を整理・協議している。引き続き、住民が希望する場所で最期を迎えられる選択肢の拡充と、地域での医療・介護・福祉の連携体制の強化を図っていく。	◎在宅療養・看取りについて【医療対策課】 ・熊本市在宅医療・介護等連携協議会において、4つの場面ごとに目指す姿や取組を共有し、市全体および各団体間（医師会、介護事業者、地域包括支援センターなど）と協働し、連携体制を整備することで具体的な取組が進むよう支援する。 ・今後は、市民や関係者に対して、わかりやすく在宅医療の情報を発信するため、地域資源の把握と情報共有をさらに充実させる。 また、4つの場面に加えて「認知症」「感染症」「災害時対応」も新たな視点として取り入れ、庁内の関係課と連携しながら、より実効性のある協議と対策を進めていく。	【熊本市理学療法士会】 熊本県からの補助事業 熊本市リハビリテーション専門職三団体協議会主催の研修会『生活期リハビリテーション』 医療介護の連携として生活期に関わる人材への研修 【熊本市薬剤師会】 熊本市薬剤師会では、熊本県介護支援専門員協会熊本市支部様、訪問看護ステーション連絡協議会熊本ブロック様と、合同ワークショップを年に1回開催し、連携や知識を深めるための取り組みを行っています。			
17	北	R6・R7		医療介護連携の不足。	◎その他多職種連携について【高齢福祉課】 ・昨年度に引き続き、熊本市地域包括支援センター連絡協議会と連携して、医療と介護の連携に関する研修会を実施した。身寄りのない方の対応事例について医療、介護それぞれの立場からの事例発表を通して、連携強化について検討を行った。	◎その他多職種連携について【高齢福祉課】 ・今後さらに、身寄りのない方への支援や、在宅医療、ACPなど、高齢者の様々な生活状況に応じた課題に対して、医療と介護の連携が必要となる。引き続き、関連団体との研修や各種事業などの機会を捉えて医療介護連携の取組を進めていく。	【熊本市看護協会】 ・医療機関および地域の多職種が連携することでシームレスな在宅での療養生活が送れるため医療機関で勤務する看護職を対象として、医療機関に入院する前から退院後を見越した退院支援・退院調整に関する研修等を開催している。 ・看護職に対し、高齢者の暮らしを支える地域包括ケアシステムを理解し、看護職連携・多職種連携について学ぶ研修を開催し啓発に努めている。 ①外来における在宅療養支援能力向上のための研修 ②高齢者の暮らしを支える看護職連携・多職種連携の実際（地域包括ケアの特徴を学ぶことを含めて） ③医療機関担当者の退院支援・退院調整能力向上研修			
18	南	R7	認知症	体制整備	◎認知症の方向けの支援活動への補助制度等について【高齢福祉課】 ・地域住民が主体となって認知症の方を支援する体制構築に向けて、チームオレンジの設立や活動の支援に取り組んでいる（令和7年〔2025年〕10月末時点で市内で8チームが活動中） ・チームには地域住民だけでなく、介護事業所など地域の民間企業なども加入しているなど、チームによって活動内容や抱えている課題などが異なることから、各チームの実情に応じて、チームオレンジコーディネーターによる活動内容への助言や運用方法検討など、必要な支援に取り組んでいるところ。	◎認知症の方向けの支援活動への補助制度等について【高齢福祉課】 ・認知症の当事者が地域で安心して生活できる支援体制づくりに向けて、チームオレンジの支援活動の継続や充実を図るため、現在活動中の各チームとの意見交換を通じて課題等を把握するとともに、活動費への助成も含め、必要な支援方法について検討を行っていく。	【熊本市看護協会】 「認知症患者のアセスメントや看護方法等にかかる研修」に該当する研修会を開催している。認知症高齢者における国の施策や医療の現状を理解することから学ぶ内容となっており、広く認知症患者へ関わる看護職への支援を行っている。	○		
19	東	R6		普及啓発	◎学生向けの認知症サポーター養成講座【高齢福祉課】 ・これまでも学生向けに認知症キッズサポーター養成講座を開催しており、令和6年度（2024年度）には、小・中・高等学校で延べ80回、4,589人の方に受講していただいた。 ・令和7年度（2025年度）からは、小・中学校で開催するサポーター養成講座では、希望者にマスコットキーホルダーを配布する事業を開始した。	◎学生向けの認知症サポーター養成講座【高齢福祉課】 ・今後も、学生を含めた幅広い世代、業種、団体などで認知症サポーター養成講座を継続して実施し、認知症の正しい理解の浸透を図る。	【熊本県理学療法士会】 認知症声かけ模擬訓練など派遣もできますので、ぜひ団体または地域の理学療法士へご案内をいただけますようお願いいたします。 【熊本市看護協会】 熊本県および熊本市の委託事業による「熊本県市看護職員認知症対応能力向上研修（マネジメント編）」を開催している。研修修了者が同じ医療機関等の看護職に伝達を行うことで、医療機関内全体における認知症の人の生活環境の維持・向上を推進することを目的としている。			

【別紙】各区の主要課題に対する取組の検討

No.	提案区	年度	大項目	小項目	区からの提案	既存の取組	今後の取組予定や方向性	各委員からの意見等	次年度への継続案件
20	中央	R7	体制整備		2040年に向けて、高齢化の進展と社会の変化、医療費・介護費の増大による財政の圧迫、担い手不足、ニーズの多様化と地域の繋がり希薄化など、幅広い課題に対して、市と区及び地域が相互に補完できるよう、地域包括ケアシステムの方針を更に整理していく必要がある。	◎地域包括ケアシステムについて【高齢福祉課】 ・地域包括ケアシステムについては、はつらつプランにおいて、「地域が一丸となって、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいといった各サービスを包括的・継続的に提供する仕組み」として、2040年を見据え、更なる充実を図っていくこととしている。 ・地域包括ケアシステムの深化に向け、市全域・区・日常生活圏域の3層構造で推進会議を開催しており、第3層（日常生活圏域）ではささえりあを中心に地域の実情に応じた課題を把握し、第2層（区）および第1層（市）では各層のネットワークを強化するとともに、第3層から共有された課題の解決に向けた検討を行う体制を構築している。	◎地域包括ケアシステムについて【高齢福祉課】 ・中央区から共有された4つの課題をはじめ、各区から共有された地域課題については、2040年を見据え、市全体での課題整理と具体的な取組の検討を継続的に進める必要があるものと考えており、地域包括ケアシステムの各層での検討状況を踏まえながら、来年度に予定している「くまもと はつらつプラン」の改定の中で改めて整理を行っていく。	【熊本県理学療法士会】 地域包括ケアシステム推進会議のワーキング会議にも団体または地域の理学療法士も参画させていただき、一緒に地域づくりを図っていきたい所存です。 【熊本市薬剤師会】 他職種の仕事や役割を理解するため、外部講師をお招きし、地域包括ケアシステム推進関連の研修会を年1回以上行っています。	○
21	北	R7			地域包括ケアシステム推進に向け地域の推進体制づくり				
22	中央	R6	普及啓発		区として多様な相談に対応できるよう包括的・重層的支援ができる部署の設置が必要。また、地域共生社会の実現に向けて、多様な主体がつながり相互理解が深まるよう、区単位での予算・協力体制の整備を図ることが必要。	◎包括的・重層的な支援について【健康福祉政策課】 ・「第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、「だれもがたがながる地域づくり」を4つの基本方針のひとつに掲げ、包括的な相談支援体制づくりや多様な主体の連携による当事者等の支援等を取組として進めていくこととしている。 ・様々な問題を抱える当事者への支援のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等の各種相談や、はつらつプランを所管する高齢福祉課、孤独・孤立対策を所管する健康福祉政策課をはじめ、こども局の所管課、保健こども課などの行政や関係団体等が連携・協働して支援を実施している。	◎包括的・重層的な支援について【健康福祉政策課】 第5次計画の方針等に基づき、今後、高齢者・障がい者・こども等に対する包括的・重層的な相談・支援体制等へのニーズが高まっていく中で様々な複合化等の課題を抱える方や制度の狭間にいる当事者へ適切な支援が行き届くよう、「高齢者支援センターささえりあ」や「障がい者相談支援センター」等の各種相談機関の充実や、庁内・各区関係所管課を含めた部署間の連携や会議実施等、分野を超えた官の連携体制の構築・強化を引き続き継続していく。		○
23		R7			高齢者のペット問題への対応。適正飼育や飼い主の入院・入所による処遇への具体的対策が必要。	◎高齢者のペット飼育について【動物愛護センター】 ・動物愛護センターホームページにて、環境省が作成した啓発動画や啓発リーフレットをリンク掲載し、飼う前の確認事項や注意点について周知している。	◎高齢者のペット飼育について【動物愛護センター】 ・関係課と協力し、既にペットを飼っている方及びこれからペットを飼おうとしている高齢者の方に対する啓発のチラシやリーフレットを必要に応じて作成・活用することで、適正飼育や動物を飼う際の注意点等を周知し、必要な準備や対策がとれるようにしていく。		
24		R6	動物愛護センターと協力し、リーフレット等を活用して、これからペットを飼おうとしている一人暮らしの高齢者の方たちに検討事項・注意事項の啓発	◎高齢者への啓発【動物愛護センター】 ・出前講座「みぢかないのちのかかわりかた」を実施し、適正飼育の普及啓発に取り組んでいる。	◎高齢者への啓発【動物愛護センター】 ・飼っているペット（野良猫など、お世話している動物も含む）についてチェック表などを活用して現在の状況を自身で把握してもらうとともに、終生飼育に必要な知識等について、啓発のチラシやリーフレットを作成し、周知していく。				
25	西	R7	人材確保	民生委員等地域活動の担い手が不足している。	◎民生委員・児童委員について【健康福祉政策課】 ・民生委員・児童委員の活動内容ややりがい等について、市政だよりやTV、ラジオ等で周知活動を行った。 ・充足率が低い地域については、自治協議会等へ出席し、広報活動及び協力依頼を行った。 ・民生委員・児童委員の定年延長について、市、市社協、民児協と三者協議を行うなど継続的に協議を行っている。 ・民生委員・児童委員の負担軽減及び新たな担い手確保を目的として、令和7年度（2025年度）から「民生委員協力員制度」を開始した。	◎民生委員・児童委員について【健康福祉政策課】 ・区役所やまちづくりセンター等と連携しながら、一体的かつ継続的な周知活動を展開していく。 ・民生委員・児童委員の定年延長について、市、市社協、民児協と三者協議を継続して協議を行っていく。また、アンケート調査を民生委員・児童委員や自治会長へ実施し、検証を行い、実態を把握する。 ・民生委員協力員制度の動向と併せて検討していく。 ・定数条例についても慎重に協議していく。			
					◎地域活動全般について【地域政策課】 ・各まちづくりセンターの地域担当職員が、地域団体や企業等とのつながりを深め、地域活動に対する支援を行いながら、担い手の発掘・育成に取り組んでいる。	◎地域活動全般について【地域政策課】 ・地域担当職員を増員するとともに、研修を通じてコーディネート力など地域担当職員のスキルアップを図ることで、地域における担い手不足の解消に取り組む。			
26		R6	DX推進	地域包括支援センターを含めた関係機関とのDXの推進、及び情報共有ツール活用の検討	◎地域包括支援センターにおけるDX及び情報共有ツールについて【高齢福祉課】 ・今年度から導入したオンラインストレージサービスを活用し、行政と地域包括支援センターとの情報共有やデータ授受の円滑化など、業務効率化に取り組んでいる。	◎地域包括支援センターにおけるDX及び情報共有ツールについて【高齢福祉課】 ・引き続きオンラインストレージサービスを活用するとともに、国が推進するケアプランデータ連携システムの導入・活用を含め、ICT活用の先行事例等についてセンター間で横展開を図り、業務効率化を進めていく。	【熊本県看護協会】 看護管理者研修・訪問看護管理者研修など機会をとらえて、県医師会と連携し「KMN：熊本メディカルネットワーク」についての周知・啓発を行い、災害時などの被災者支援など活用できるよう取り組んでいる。		
					◎DX及び情報共有ツール【介護保険課】 ・地域包括支援センターを含めた居宅介護支援事業所を対象として、令和7年（2025年）7月から「地域包括ケア情報共有システム」の本格運用を開始し、本システムにより、要介護認定申請の進捗状況、認定結果および認定審査会資料について、インターネット上での閲覧が可能となった。これにより、情報共有の円滑化を図るとともに、介護サービスの質の一層の向上が期待されている。	◎DX及び情報共有ツール【介護保険課】 ・「地域包括ケア情報共有システム」については、安定的な運用を継続するとともに、更なる利便性の向上および利用事業者数の拡大を図る。 ・介護分野のDX施策として、国が推進する「ケアプランデータ連携システム」及び「介護情報基盤整備」について、国の動向を注視しつつ、適切に対応していく。			